



鳥取県公報

平成 21 年 3 月 31 日 (火)
号外第 46 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (18) (給与課) 2
	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 (19) (〃) 4
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (20) (〃) 8
	地域手当に関する規則の一部を改正する規則 (21) (〃) 14
	職員の給与に関する条例別表第 2 の備考 2 等の規定に基づく給料月額 の調整に関する規則の一部を改正する規則 (22) (〃) 16
◇ 人委告示	選考により採用又は昇任させる職の一部改正 (1) (任用課) 18

人 事 委 員 会 規 則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第18号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前																																																								
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>へき地学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">所在地</th> <th style="width: 33%;">学校名</th> <th style="width: 34%;">級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>八頭郡若桜町大字 眷米120番地</td> <td>若桜小学校眷米季節間分 校</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>準へき地学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">所在地</th> <th style="width: 67%;">学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>西伯郡大山町赤松928 番地2</td> <td>大山小学校赤松分校</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	学校名	級別	略			八頭郡若桜町大字 眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分 校	1級	略			所在地	学校名	略		西伯郡大山町赤松928 番地2	大山小学校赤松分校	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>へき地学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">所在地</th> <th style="width: 33%;">学校名</th> <th style="width: 34%;">級別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>八頭郡若桜町大字 眷米120番地</td> <td>若桜小学校眷米季節間分 校</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>日野郡日南町笠木 304番地</td> <td>山の上小学校</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>日野郡日南町多里 826番地</td> <td>多里小学校</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>日野郡日南町福塚 974番地</td> <td>福栄小学校</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>日野郡日南町神戸 上2,473番地</td> <td>石見東小学校</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>日野郡江府町大字 下蚊屋134番地</td> <td>米沢小学校下蚊屋分校</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>日野郡江府町大字 大河原510番地</td> <td>江尾小学校米原分校</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p>準へき地学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">所在地</th> <th style="width: 67%;">学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>西伯郡大山町赤松928 番地2</td> <td>大山小学校赤松分校</td> </tr> <tr> <td>日野郡江府町大字美用 530番地</td> <td>米沢小学校</td> </tr> </tbody> </table>	所在地	学校名	級別	略			八頭郡若桜町大字 眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分 校	1級	日野郡日南町笠木 304番地	山の上小学校	1級	日野郡日南町多里 826番地	多里小学校	1級	日野郡日南町福塚 974番地	福栄小学校	1級	日野郡日南町神戸 上2,473番地	石見東小学校	1級	日野郡江府町大字 下蚊屋134番地	米沢小学校下蚊屋分校	1級	日野郡江府町大字 大河原510番地	江尾小学校米原分校	1級	略			所在地	学校名	略		西伯郡大山町赤松928 番地2	大山小学校赤松分校	日野郡江府町大字美用 530番地	米沢小学校
所在地	学校名	級別																																																							
略																																																									
八頭郡若桜町大字 眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分 校	1級																																																							
略																																																									
所在地	学校名																																																								
略																																																									
西伯郡大山町赤松928 番地2	大山小学校赤松分校																																																								
所在地	学校名	級別																																																							
略																																																									
八頭郡若桜町大字 眷米120番地	若桜小学校眷米季節間分 校	1級																																																							
日野郡日南町笠木 304番地	山の上小学校	1級																																																							
日野郡日南町多里 826番地	多里小学校	1級																																																							
日野郡日南町福塚 974番地	福栄小学校	1級																																																							
日野郡日南町神戸 上2,473番地	石見東小学校	1級																																																							
日野郡江府町大字 下蚊屋134番地	米沢小学校下蚊屋分校	1級																																																							
日野郡江府町大字 大河原510番地	江尾小学校米原分校	1級																																																							
略																																																									
所在地	学校名																																																								
略																																																									
西伯郡大山町赤松928 番地2	大山小学校赤松分校																																																								
日野郡江府町大字美用 530番地	米沢小学校																																																								

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第19号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年鳥取県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職員)</p> <p>第2条 条例第16条の8第4項の人事委員会規則で定める職員は、校長、<u>副校長</u>、教頭、<u>主幹教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者にあつてはその額にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項により勤務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に定める額とする。）とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部若しくは幼稚部に勤務するもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(4) 略</p>	<p>(教育職員)</p> <p>第2条 条例第16条の8第4項の人事委員会規則で定める職員は、校長、教頭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、講師、助教諭、養護助教諭、<u>実習助手</u>及び寄宿舎指導員とする。</p> <p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項まで又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定により勤務時間が定められた者にあつてはその額にその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、勤務時間条例第2条第5項又は県費負担教職員勤務時間条例第2条第5項により勤務時間が定められた者にあつては人事委員会が別に定める額とする。）とする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 前条に規定する職員で高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務するもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第2に掲げる額</p> <p>(4) 略</p>

第2条 義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

教育職給料表(2)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	職務の級				
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1から4まで	3,900	4,200	6,800	8,400	13,500
	5から8まで	4,100	4,500	7,400	8,800	13,800
	9から12まで	4,200	4,700	7,700	9,100	14,100
	13から16まで	4,400	5,000	7,900	9,800	14,400
	17から20まで	4,700	5,200	8,700	10,100	14,800
	21から24まで	4,900	5,500	9,000	10,400	15,100
	25から28まで	5,100	5,800	9,300	10,700	15,300
	29から32まで	5,400	6,000	9,900	11,100	15,500
	33から36まで	5,600	6,200	10,100	11,400	15,800
	37から40まで	5,800	6,600	10,700	11,700	15,900
	41から44まで	6,100	7,100	10,900	11,900	15,900
	45から48まで	6,300	7,400	11,100	12,200	15,900
	49から52まで	6,600	7,700	11,400	12,600	15,900
	53から56まで	6,800	8,300	11,600	12,900	
	57から60まで	7,000	8,600	12,000	13,200	
	61から64まで	7,200	8,900	12,200	13,500	
	65から68まで	7,400	9,600	12,700	13,700	
	69から72まで	7,700	9,900	12,900	14,000	
	73から76まで	7,900	10,200	13,100	14,200	
	77から80まで	8,100	10,500	13,400	14,400	
	81から84まで	8,200	10,800	13,600	14,600	
	85から88まで	8,400	11,100	13,700	14,800	
	89から92まで	8,500	11,400	13,900	14,900	
	93から96まで	8,700	11,600	14,100	15,100	
	97から100まで	8,800	11,800	14,300	15,100	
	101から104まで	9,000	12,200	14,400	15,100	
	105から108まで	9,100	12,400	14,400	15,100	
	109から112まで	9,200	12,600	14,500		
	113から116まで	9,200	12,900			
	117から120まで	9,400	13,100			
121から124まで	9,500	13,300				
125から128まで	9,600	13,400				
129から132まで		13,600				
133から136まで		13,700				
137から149まで		13,900				

再任用職員	6,300	7,700	8,900	10,100	12,900
-------	-------	-------	-------	--------	--------

別表第2（第4条関係）

教育職給料表(1)の適用を受ける者

職員の区分	職務の級 号給	職務の級				
		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1から4まで	3,900	5,000	6,800	10,100	13,500
	5から8まで	4,100	5,200	7,400	10,400	13,800
	9から12まで	4,200	5,500	7,700	10,700	14,100
	13から16まで	4,400	5,800	7,900	11,100	14,400
	17から20まで	4,700	6,000	8,700	11,400	14,800
	21から24まで	4,900	6,200	9,000	11,700	15,100
	25から28まで	5,100	6,600	9,300	11,900	15,300
	29から32まで	5,400	7,100	9,900	12,200	15,500
	33から36まで	5,600	7,400	10,100	12,600	15,800
	37から40まで	5,800	7,700	10,700	12,900	15,900
	41から44まで	6,100	8,300	10,900	13,200	15,900
	45から48まで	6,300	8,600	11,100	13,500	15,900
	49から52まで	6,600	8,900	11,400	13,700	15,900
	53から56まで	6,800	9,600	11,600	14,000	
	57から60まで	7,000	9,900	12,000	14,200	
	61から64まで	7,200	10,200	12,200	14,400	
	65から68まで	7,400	10,500	12,700	14,600	
	69から72まで	7,700	10,800	12,900	14,800	
	73から76まで	7,900	11,100	13,100	14,900	
	77から80まで	8,100	11,400	13,400	15,100	
	81から84まで	8,200	11,600	13,600	15,100	
	85から88まで	8,400	11,800	13,700	15,100	
	89から92まで	8,500	12,200	13,900	15,100	
	93から96まで	8,700	12,400	14,100		
	97から100まで	8,800	12,600	14,300		
	101から104まで	9,000	12,900	14,400		
	105から108まで	9,100	13,100	14,400		
	109から112まで	9,200	13,300	14,500		
	113から116まで	9,200	13,400			
	117から120まで	9,400	13,600			
121から124まで	9,500	13,700				
125から128まで	9,600	13,900				
129から132まで	9,700	14,000				
133から136まで	9,800	14,100				
137から140まで	9,900	14,100				

	141から144まで	9,900				
	145から148まで	10,100				
	149から152まで	10,200				
	153	10,300				
再任 用職 員		6,300	7,700	8,900	10,100	12,900

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第20号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

Table with two main columns: '改正後' (Revised) and '改正前' (Original). Each column contains a grid of job titles and their corresponding grades (1-9). The '改正後' column shows updated job titles and grades, while the '改正前' column shows the previous state. The table is organized by organizational units like '知事の本庁' and '福祉保健部'.

略

備考 略

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	略			部長	場長	場長
	水産試験場			分場長 室長	場長 次長	
	知事の事務部局共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	研究員	研究員	試験地長 特別研究員 研究主任		

略

備考 略

略

備考 略

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	略				場長	場長
	水産試験場				場長	
	知事の事務部局共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	学芸員 研究員	学芸員 研究員	分場長 室長 試験地長 特別研究員 研究主任	所長 場長 次長	

略

備考 略

略

備考 略

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級
知事の事務部局	略				
	本庁				
	本庁共通(前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	研究員	室長 研究員	所長 次長 参事監 医療政策監 課長 室長 研究員 参事	部長 次長 参事監 医療政策監

略

備考 略

略

備考 略

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級
知事の事務部局	略				
	本庁				
	本庁共通(前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	研究員	室長 研究員	所長 次長 参事監 課長 室長 研究員 参事	部長 次長 参事監

略

備考 略

略

備考 略

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部局	略							
	総合事務所							
	総合事務所共通(前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)					課長補佐	副局長 課長 参事	局長

略

備考 略

略

備考 略

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事の事務部局	略							
	総合事務所							
	総合事務所共通(前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)					課長補佐	副局長 課長	局長

略

備考 略

略

備考 略

別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	略					
	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長	船長 機関長		

略

備考 略

略

備考 略

別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部局	略					
	境港水産事務所	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長		
	水産試験場	航海士 機関士 通信士	航海士 機関士 通信士	船長 機関長 航海士長	船長 機関長	

略

備考 略

第2条 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第4を次のように改める。

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
教育機関及び教育委員会事務局	学校	助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	教諭 養護教諭 栄養教諭 実習教諭 講師 寄宿舎主任 寄宿舎副主任	主幹教諭	副校長 教頭	校長
	教育センター		係長 指導主事	係長 指導主事	係長	

			研修主事	研修主事			
		図書館	課長 係長 資料相談員	課長 係長 資料相談員	課長 係長		
		博物館	専門員 学芸員補	専門員 学芸員補			
		青年の家	係長 専門指導員	係長 専門指導員	係長		
		少年自然の家	係長 専門指導員	係長 専門指導員	係長		
		埋蔵文化財センター	係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹		
	教育委員会事務局		係長 副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	係長 副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	指導主査 社会教育主査 高校教育主査 文化財主査 係長 副主幹		
市町村立学校		助教諭 養護助教諭 講師	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師		副校長 教頭	校長	
知事の事務局	本庁		副主幹 専門員 企画員	副主幹 専門員 企画員			
	地方機関	総合事務所		文化財主事	文化財主事		
		公文書館		室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員		
		男女共同参画センター		企画員	企画員		
		皆成学園		副主幹 専門指導員	副主幹 専門指導員		
		福祉相談センター		副主幹	副主幹		
		児童相談所		副主幹	副主幹		
		保育専門学院		部長 講師			
		鳥取看護専門学校		副校長 教務主幹 教務主任 講師		副校長	
		倉吉総合看護専門学校		副校長 部長 教務主幹 教務主任 講師		副校長	

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

職務の級				
------	--	--	--	--

組織		1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
市町村立学校		助教諭 養護助教諭 講師	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師		副校長 教頭	校長
共同調理場			栄養教諭			
教育機関及び教育委員会事務局	教育機関	教育センター		係長 指導主事 研修主事	係長 指導主事 研修主事	係長
		図書館		課長 係長 資料相談員	課長 係長 資料相談員	課長 係長
		博物館		専門員 学芸員補	専門員 学芸員補	
		青年の家		係長 専門指導員	係長 専門指導員	係長
		少年自然の家		係長 専門指導員	係長 専門指導員	係長
		埋蔵文化財センター		係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹 文化財主事	係長 副主幹
	教育委員会事務局	本庁		係長 副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	係長 副主幹 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	指導主査 社会教育主査 義務教育主査 文化財主査 係長 副主幹
	地方機関	教育局		係長 指導主事 管理主事	係長 指導主事 管理主事	係長
	妻木晩田遺跡事務所		係長 文化財主事	係長 文化財主事	係長	
	知事の事務局	本庁		副主幹 専門員 企画員	副主幹 専門員 企画員	
地方機関			総合事務所		文化財主事	文化財主事
公文書館			室長 総括専門員 専門員	室長 総括専門員 専門員		
男女共同参画センター			企画員	企画員		
皆成学園			副主幹 専門指導員	副主幹 専門指導員		
福祉相談センター			副主幹	副主幹		
児童相談所			副主幹	副主幹		

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第21号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																						
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（平成22年3月31日までの間における条例第9条の2の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>2 略</p> <p>（平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>3 平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の14</u>とする。</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給地域</th> <th style="text-align: center;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東京都特別区</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の17</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大阪府大阪市及び人事院規則9 49 （地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が<u>100分の14</u>である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の14</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が100分の12である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</td> <td style="text-align: center;">100分の12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人事院規則附則の支給割合が100分の11である地域のうち人事委員会が定めるもの</td> <td style="text-align: center;">100分の11</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支給地域	支給割合	東京都特別区	<u>100分の17</u>	大阪府大阪市及び人事院規則9 49 （地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の14</u> である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の14</u>	愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が100分の12である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	100分の12	人事院規則附則の支給割合が100分の11である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の11	略		<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 略</p> <p>（平成22年3月31日までの間における条例第9条の2の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>2 略</p> <p>（平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の規定による地域手当の支給割合）</p> <p>3 平成22年3月31日までの間における条例第9条の3の人事委員会規則で定める割合は、<u>100分の13</u>とする。</p> <p>附則別表（附則第2項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給地域</th> <th style="text-align: center;">支給割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東京都特別区</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の16</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">大阪府大阪市及び人事院規則9 49 （地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が<u>100分の13</u>である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</td> <td style="text-align: center;"><u>100分の13</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が100分の12である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの</td> <td style="text-align: center;">100分の12</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支給地域	支給割合	東京都特別区	<u>100分の16</u>	大阪府大阪市及び人事院規則9 49 （地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の13</u> である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の13</u>	愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が100分の12である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	100分の12	略	
支給地域	支給割合																						
東京都特別区	<u>100分の17</u>																						
大阪府大阪市及び人事院規則9 49 （地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の14</u> である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の14</u>																						
愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が100分の12である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	100分の12																						
人事院規則附則の支給割合が100分の11である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の11																						
略																							
支給地域	支給割合																						
東京都特別区	<u>100分の16</u>																						
大阪府大阪市及び人事院規則9 49 （地域手当）附則別表第2の支給割合の欄に掲げる割合（以下「人事院規則附則の支給割合」という。）が <u>100分の13</u> である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	<u>100分の13</u>																						
愛知県名古屋市及び人事院規則附則の支給割合が100分の12である地域（同市を除く。）のうち人事委員会が定めるもの	100分の12																						
略																							

人事院規則附則の支給割合が100分の8である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の8	人事院規則附則の支給割合が100分の8である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の8
略		人事院規則附則の支給割合が100分の7である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の7
人事院規則附則の支給割合が100分の5である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の5	略	
略		人事院規則附則の支給割合が100分の4である地域のうち人事委員会が定めるもの	100分の4
		略	

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第22号

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係） ア 公安職給料表			別表（第2条関係） ア 公安職給料表		
職務の級	号給	割合	職務の級	号給	割合
4 級	92号給	<u>10,000分の9,662</u>	4 級	92号給	<u>10,000分の9662</u>
	93号給	<u>10,000分の9,662</u>		93号給	<u>10,000分の9662</u>
	94号給	<u>10,000分の9,662</u>		94号給	<u>10,000分の9662</u>
	95号給	<u>10,000分の9,663</u>		95号給	<u>10,000分の9663</u>
	96号給	<u>10,000分の9,664</u>		96号給	<u>10,000分の9664</u>
	97号給	<u>10,000分の9,661</u>		97号給	<u>10,000分の9661</u>
	98号給	<u>10,000分の9,662</u>		98号給	<u>10,000分の9662</u>
	99号給	<u>10,000分の9,662</u>		99号給	<u>10,000分の9662</u>
	100号給	<u>10,000分の9,663</u>		100号給	<u>10,000分の9663</u>
	101号給	<u>10,000分の9,676</u>		101号給	<u>10,000分の9676</u>
	102号給	<u>10,000分の9,687</u>		102号給	<u>10,000分の9687</u>
	103号給	<u>10,000分の9,692</u>		103号給	<u>10,000分の9692</u>
	104号給	<u>10,000分の9,703</u>		104号給	<u>10,000分の9703</u>
	105号給	<u>10,000分の9,698</u>		105号給	<u>10,000分の9698</u>
	106号給	<u>10,000分の9,698</u>		106号給	<u>10,000分の9698</u>
	107号給	<u>10,000分の9,699</u>		107号給	<u>10,000分の9699</u>
	108号給	<u>10,000分の9,699</u>		108号給	<u>10,000分の9699</u>
	109号給	<u>10,000分の9,697</u>		109号給	<u>10,000分の9697</u>
	110号給	<u>10,000分の9,697</u>		110号給	<u>10,000分の9697</u>
	111号給	<u>10,000分の9,698</u>		111号給	<u>10,000分の9698</u>
112号給	<u>10,000分の9,698</u>	112号給	<u>10,000分の9698</u>		
113号給	<u>10,000分の9,696</u>	113号給	<u>10,000分の9696</u>		
114号給	<u>10,000分の9,696</u>	114号給	<u>10,000分の9696</u>		
115号給	<u>10,000分の9,697</u>	115号給	<u>10,000分の9697</u>		

116号給	10,000分の9,697
117号給	10,000分の9,695
118号給	10,000分の9,683
119号給	10,000分の9,671
120号給	10,000分の9,659

イ 教育職給料表(1)

職務の級	号給	割合
2級	略	
	44号給	1,000分の967
特2級	1号給	10,000分の9,928
	2号給	10,000分の9,921
	3号給	10,000分の9,903
	4号給	10,000分の9,877
	5号給	10,000分の9,848
	6号給	10,000分の9,827
	7号給	10,000分の9,803
	8号給	10,000分の9,783
	9号給	10,000分の9,760
	10号給	10,000分の9,737
	11号給	10,000分の9,711
12号給	10,000分の9,686	
13号給	10,000分の9,664	

ウ 教育職給料表(2)

職務の級	号給	割合
2級	略	
	56号給	1,000分の967
特2級	1号給	10,000分の9,928
	2号給	10,000分の9,921
	3号給	10,000分の9,903
	4号給	10,000分の9,877
	5号給	10,000分の9,848
	6号給	10,000分の9,827
	7号給	10,000分の9,803
	8号給	10,000分の9,783
	9号給	10,000分の9,760
	10号給	10,000分の9,737
	11号給	10,000分の9,711
12号給	10,000分の9,686	
13号給	10,000分の9,664	

エ～キ 略

116号給	10,000分の9697
117号給	10,000分の9695
118号給	10,000分の9683
119号給	10,000分の9671
120号給	10,000分の9659

イ 教育職給料表(1)

職務の級	号給	割合
2級	略	
	44号給	1,000分の967

ウ 教育職給料表(2)

職務の級	号給	割合
2級	略	
	56号給	1,000分の967

エ～キ 略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第1号

平成18年鳥取県人事委員会告示第1号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、<u>診療情報管理士の職及び物質工学技術の職</u></p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>1 規則第19条第2項に規定する人事委員会が定める職</p> <p>(1) 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの</p> <p style="padding-left: 2em;">心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職及び物質工学技術の職</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2 略</p>